

『特別事情の書き方と文例』

□（例1～例3）を参考にして御事情を整理し、「特別事情」の欄に御記入ください。

.....目 次.....

- 1 保護者の転勤に伴う一家転住……… 2ページ
（例1）父の転勤により、家族全員で大阪の社宅に転居する場合
（例2）父が転勤のためすでに府内に在住しており、家族で父の元に転居する場合
- 2 保護者の転勤以外の事情による転居……… 3ページ
（例3）府内在住の祖父の介護のため、家族で同居の必要が生じた場合

（転居を伴う特別事情の場合、文面に必ず含めなければならない内容）

- ・「誰」が大阪府内に転居予定であるか
- ・大阪府内の転居先とその住居形態（持家、賃貸、社宅等）について
- ・転居予定日（9月末までに転居が完了すること）
- ・転居する特別事情
- ・受験するのに必要な要件（日本人学校中学部卒業）

*特別事情を説明する文章では、志願者「本人」を基準に、たとえば、「保護者（父母）」、「保護者（父）」、「母（親権者）」、「父（親権なし）」、「父方の祖父」という形で、その関係を記述ください。

*特別事情申請書には、卒業した日本人学校より、他都道府県の公立高等学校を志願しない（大阪府の公立高校のみを志願する）旨の副申が必要となります。

1 保護者の転勤に伴う一家転住

(例1) 父の転勤により、家族全員で大阪の社宅に転居する場合

(転居の特別事情) ⇒ (父が10月1日付けて大阪府内に転勤となるため)

(誰が) ⇒ (本人及び保護者の両方が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内にある社宅に)

(転居予定日) ⇒ (9月23日)

*受験するのに必要な条件：日本人学校中等部卒業

*次の①～⑤が作成した文書に含まれているか、確認してください。

* ① 特別な事情 ② 大阪府に転住する者（すべて） ③ 府内の転居先と住居形態

* ④ 転居予定日

* 受験するのに必要な条件：⑤ 海外における学校教育の9年の課程を修了（見込）であること

父が10月1日付けて大阪府内に転勤①することとなり、家族全員②で大阪へ転居し、□□市内の社宅（借り上げ住宅）③に入居することになった。転居は令和6年9月23日④の予定である。なお、本人は、令和6年3月に、△△日本人学校中学3年を卒業⑤している。

【参考】「9月23日（転居予定日）までに（入居者全員が）入居予定である」ことの証明書が必要となります。

(例2) 父が転勤のためすでに府内に在住しており、家族で父の元に転居する場合

(転居の特別事情) ⇒ (父が5月に転勤のため府内転居したため)

【さらなる特別事情】 ⇒ (本人の高校受験を機に、府内転住し同居)

(誰が) ⇒ (本人及び母親が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内の父名義の持ち家で同居) (転居予定日) ⇒ (9月24日)

*受験するのに必要な条件：日本人学校中等部卒業

*次の①～⑤が作成した文書に含まれているか、確認してください。

* ① 特別な事情 ② 大阪府に転住する者（すべて） ③ 府内の転居先と住居形態

* ④ 転居予定日

* 受験するのに必要な条件：⑤ 海外における学校教育の9年の課程を修了していること

父は令和6年5月1日付けて転勤することになった。父親が大阪へ単身赴任し、本人と母親はバンコクに残ることとし、現在に至っている①。なお、本人は△△日本人学校中学を令和6年3月に卒業している。⑤

本人の高校受験を機に①母親と本人②が大阪へ転居し、父親と同居することになったので、大阪府の公立高校に志願したい。

なお、転居地は、大阪市内の持ち家（父名義）③であり、令和6年9月24日④に入居予定である。

【参考】父が現在居住する大阪府内の住居に転居する場合、住居関係書類は、父の住民票の写しでも可となります。父の現在の住居から変更する場合には、変更予定の住居の証明が必要となります。

2 保護者の転勤以外による転居

(例3) 府内在住の祖父の介護のため、家族で同居の必要が生じた場合

(転居の特別事情) ⇒ (母方の祖父の介護で同居が必要となつたため)

【さらなる特別事情】 ⇒ (父は勤務のため、大阪に転居できない)

(誰が) ⇒ (本人及び母親が)

(転居先と住居形態) → (祖父名義の持ち家に) (転居予定日) → (9月22日)

*受験するのに必要な条件：日本人学校中等部卒業

*次の①～⑤が作成した文書に含まれているか、確認してください。

* ① 特別な事情 ② 大阪府に転住する者（すべて） ③ 府内の転居先と住居形態

* ④ 転居予定日

* 受験するのに必要な条件：⑤ 海外における学校教育の9年の課程を修了（見込）であること

本人の母方の祖父が高齢で介護を要するため①、本人と母が②、祖父（○○市在住）と同居③することとした。

父は仕事の関係で現地に残る予定①である。なお、転居先の住居は、（母方の）祖父名義の持家③であり、令和6年9月22日転居予定④である。なお、本人は、令和6年3月に、△△日本人学校中学3年を卒業⑤している。

【参考】保護者が所有及び契約等しない住居に転居する場合は、高等学校課学事グループ（TEL06-6944-6887）までお問い合わせください。又、保護者が府内に住居を新築したり、購入され同居される場合には、その内容を示す証明書の提出が必要です。